

◎新潟県告示第1192号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年11月7日

新潟県村上地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県村上市北新保字砂山683の1（次の図の示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県村上地域振興局農林振興部庶務課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）